# 地域医療連携推進法人制度について

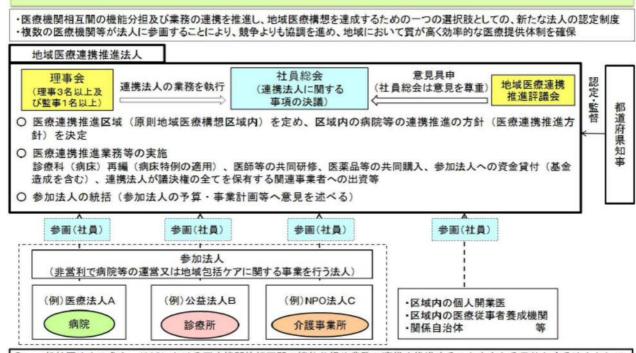
#### 1 制度の概要

- (1) 制度創設時期等
  - 〇 平成27年9月の医療法改正により地域医療連携推進法人の制度を創設
  - 〇 平成29年4月2日施行

#### (2) 趣旨

- 〇 医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための1つの選択肢として創設された。
- 〇 病院等に係る業務の連携を進めるための方針を定め、医療連携推進業務を 行う一般社団法人は、都道府県知事の認定を受けることができる。
- 競争よりも協調を進めることにより、地域において良質かつ適切な医療を 効果的に提供する。
- 介護との連携も図りながら、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する。
- (3) メリット (※医療連携推進業務への位置づけが必要)
  - 〇 参加法人(医療機関)間での病床の融通
  - 〇 人事の一元化(人材の融通、共同研修等)
  - 参加法人(医療機関)間でのノウハウ・資金の融通
  - 〇 その他(共同調達、庶務業務の統一によるコスト削減 など)

# 地域医療連携推進法人制度について(概要)



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、 医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定 (認定基準の例)
  - 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
  - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
  - 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること

### (4) 法人形態

- 〇 一般社団法人
- 参加法人(社員)として、病院等の医療機関を開設する医療法人等の非営 利法人や、介護事業等の地域包括ケアシステムの構築に資する事業を行う社 会福祉法人等の非営利法人が参加

### (5) 医療連携推進区域

〇 構想区域と整合するのが原則だが、2以上の構想区域を定めることも可能

### (6) 全国の認定例

都道府県	法人名	主な構成団体
愛知県	尾三会	藤田保健衛生大学病院ほか 計29法人
兵庫県	はりま姫路総合医療セ	兵庫県、社会医療法人製鉄記念広畑病院
	ンター整備推進機構	
鹿児島県	アンマ	医療法人馨和会、宇検村、瀬戸内町
広島県	備北メディカルネット	三次市、庄原市、三次地区医師会、日本
	ワーク	赤十字社
山形県	日本海ヘルスケアネッ	県・酒田市病院機構、酒田地区医師会、
	<b> </b>	歯科医師会、薬剤師会ほか 計9法人
福島県	医療戦略研究所	医療法人社団 正風会 ほか 計4法人

## 2 地域医療連携推進法人の認定

- 〇 認定にあたり
  - ・地域医療構想との整合性に配慮
  - ・調整会議における協議の方向性に沿ったものであることの確認
  - ・県医療審議会の意見の聴取

が必要とされている。

### 3 地域医療連携推進法人設立に向けたスケジュール

○ 県央地域で31年4月設立を目指す場合のスケジュール

平成30年10月30日	第3回県央地区保健医療福祉推進会議
	・地域医療連携推進法人の計画について報告
~平成31年1月	一般社団法人の設立
	地域医療連携推進法人としての認定申請
平成31年1~2月	第4回県央地区保健医療福祉推進会議
	・構想との整合性等について地域の意見を聴取
平成31年2月	県保健医療計画推進会議で審議
平成31年3月	県医療審議会への諮問
	県知事の認定